

札幌市福祉のまちづくり条例 施行規則(バリアフリー整備基準)が 一部改正されました

障がいのある方や高齢の方など、誰もが利用しやすいまちを目指し、建築物のバリアフリー化に関する整備基準を定めた「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」が改正され、令和6年3月29日付けで公布・施行されました。この度の改正により、下記の通り基準緩和となった部分及び基準強化となる部分があります。

本来であれば公布・施行時に周知するべきところ、当該施行規則の内容を補完する「施設整備ガイドブック」の作成等に時間を要したため、周知が遅くなったことについて深くお詫び申し上げます。

記

1 主な改正の内容

(1) 500㎡未満の建築物を対象とする基準の改正(基準緩和)

- ・利用円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、敷地内の通路の幅に関する基準を緩和

(2) 全ての建築物を対象とする基準の改正(基準緩和)

- ・券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機の下部の空間に関する基準の緩和

(3) 全ての建築物を対象とする基準の改正(基準強化) ※令和6年10月1日から適用

- ・便所(オストメイト対応設備)設置基準の引き上げ
- ・宿泊施設における車椅子使用者が円滑に利用できる客室の設置基準の引き上げ

2 事前協議提出書類(整備基準チェックリスト)の切り替えについて

- ・旧様式による事前協議: 令和6年9月30日提出分まで

※新様式による事前協議は令和6年6月14日以降受付可能です。

※「便所」「客室」についても、新基準の適用日(令和6年10月1日)前から新様式による事前協議の受付は可能です。

3 「施設整備ガイドブック」について

「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」に定める整備基準について詳しく解説した「札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備ガイドブック」を作成しました。以下の URL からご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/guidebook.html>

【改正の概要】

	整備項目	改正前の整備基準	改正後の整備基準
500 m ² 未満の建築物を対象とする基準の改正（基準緩和）	利用円滑化経路上にある出入口の幅	外部出入口 90cm 以上 内部出入口 80cm 以上	全ての出入口 80cm 以上
	利用円滑化経路上にある廊下等の幅	140cm 以上 (末端付近及び 50m以内ごとに車椅子転回スペースを設ける場合は 120 cm以上)	90cm 以上
	利用円滑化経路上にある傾斜路の幅	140cm 以上、階段に併設する場合は 90cm 以上 (車椅子転回スペースを設けた廊下に接続する傾斜路は 120cm以上)	90cm 以上
	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅	140cm 以上 (不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する通路については 180cm 以上)	90cm 以上
	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路の幅	140cm 以上、段を併設する場合は 90cm 以上 (不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する傾斜路については 180cm 以上)	90cm 以上
全ての建築物を対象とする基準の改正	券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機	車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保する	下部に十分な空間を確保することについて、券売機等の構造上困難である場合はその空間を確保しないことができる
	便所（オストメイト対応設備） ※令和6年10月1日から適用	5,000 m ² 以上の建築物で 1 以上	2,000 m ² 以上の建築物で 1 以上（車いす使用者便房に限定せず）
	宿泊施設における車椅子使用者が円滑に利用できる客室 ※令和6年10月1日から適用	3,000 m ² 以上の宿泊施設で 1 以上	2,000 m ² 以上の宿泊施設で客室総数の 1 /100 以上（50 室以上）

【問い合わせ先】

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 布施、木内
TEL：011-211-2936 メールアドレス：sho.fukushi@city.sapporo.jp